

2019 年度

茨城県に対する要求書

県民要求実現茨城共同運動連絡会
事務局 茨城県労働組合総連合（茨城労連）
〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部 295
TEL 029-219-1031 fax 029-219-1032
Eメール ibaro@mc.ejnet.ne.jp

2019 年度茨城県への要求事項について

1. 東海第二原発の再稼働を認めないこと

東海第二原発は、運転開始から昨年 11 月 28 日で 40 年が経過しました。福島第一原発と同じ沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。ケーブルは、全体の半数以上が、東電が火災事故を起こした OF ケーブルなど燃え易いケーブルのままに残されます。

原子力規制委員会は昨年 11 月までに、東海第二原発の再稼働に必要な 3 つの許認可（新規規制基準適合を示す設置変更許可、工事計画認可、運転延長認可）をいずれも通してしまいました。沸騰水型の運転延長認可は初めてのことです。

これを受けて県は、今年 1 月から 2 月にかけて原発周辺の 6 市村を会場に「東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会」を開催し、753 人が参加しました。この説明会では、多くの県民から東海第二の再稼働に対する不安や、審査の不充分さを指摘する声があがりました。

日本原電は今年 2 月に、東海第二の再稼働をめざすことを表明しました。

東海第二原発は 8 年以上稼働しておらず、電気は十分足りています。危険極まりない原発を稼働しなければならない理由は全くありません。

(1) 原子力安全協定の事前了解権を適切に行使すること

1) 大地震が起きる危険性が高く、人口密度が極めて高い当地において、旧式で老朽化し、被災したあと長年稼働していない東海第二原発を再稼働するのはあまりにも危険です。県民世論はどんな調査でも 6 割以上が再稼働反対です。再稼働を認めないことをただちに表明すること。

【回答】

2) 茨城県は平成 29 年 11 月 2 日付「東海第二発電所に係る新增設等計画書(変更)の提出について(通知)」において「見直し後の対象設備のうち、安全性の向上に資すると認められるものについては、工事の実施継続を妨げるものではない・・・」としています。フィルターベントなどは明らかに再稼働しない限り必要のない設備ですが、防潮堤などについても再稼働しない場合と同じものが必要とは限りません。新增設等の事前了解権にもとづいて、工事を中止するよう日本原電に直ちに要求すること。

【回答】

3) 「安全対策工事費用は従来想定 of 2 倍近い 3、000 億円規模に膨らむ見通しであり、その 6 割超に当たる約 1、900 億円を東京電力が融資・債務保証する意向」と報じられています。原発事故を起こし、十分な損害賠償も行っていない東京電力が、原発の再稼働のための資金を出すことは許されないことを県として表明すること。

【回答】

4) 今年 3 月 3 日に放映された NHK スペシャル「“黒い津波” 知られざる実像」のなかで、中央大学の有川太郎教授は、ヘドロを含んで 10 % 重くなった海水が壁に衝突する際には、2 倍以上の力になることを示し、防潮堤などの見直しが必要としています。東海第二原発沖は久慈川からのヘドロ、土砂ゴミなどが大量に堆積している可能性が考えられます。「黒い津波」による新防潮堤の破壊、ポンプ室の損傷、取水口、排水口の閉塞の懸念があります。日本原電と原子力規制委員会に対し、「黒い津波」という新しい知見にもとづき防潮堤の強度などの設計見直しと再審査を求めること。

【回答】

5) 東海第二発電所周辺 6 市村（東海村・那珂市・日立市・ひたちなか市・常陸太田市・水戸市）で構成する「原子力所在地域首長懇談会」が昨年 3 月に、日本原電との間で新しい安全協定を結び、実質的事前了解権を勝ち取りました。これは、原発に対する地方自治の前進として貴重な成果です。本来は、原発事故の深刻な被害を受ける可能性があるすべての自治体の同意がなければ稼働できないように法制上明確に担保されるべきですが、残念ながらそう

はなっていません。事前了解権を持つ県として、少なくとも県内すべての市町村と市町村議会の了解なしに再稼働は認められないことを表明すること。

【回答】

(2) 県による安全性の独自検証等について

県は、昨年の回答のなかで、「再稼働問題につきましては、まずは、施設の安全性に関する検証や実効性のある原子力防災体制の構築を図った上で、これらの内容を広く情報発信し、県民の声を丁寧に酌み取りながら、県民の安心、安全の観点から慎重に対応してまいりたいと考えています。」と回答しています。

1) 安全性検討ワーキングチームを含め、原子力安全対策委員会に、原発の再稼働に批判的な委員を多数加えること。

【回答】

2) 原子力安全対策委員会や原子力審査会の会合の内容を録画し、公開すること。

【回答】

3) 県は、昨年12月に「茨城県地震被害想定調査報告書」を公表し、今後の安全性検討ワーキングチームで審議されることになっています。さらに、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は今年2月、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」を公表しました。そのなかで、茨城県沖でマグニチュード7.0～7.5程度の地震が20年以内に70%程度の確率で発生すると予測するとともに、「東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。」としています。規制委員会に対して、新しい知見にもとづく再審査を求めると同時に、安全性検討ワーキングチームにおいて、十分な独自検証を行うこと。

【回答】

(3) 県による住民の意見集約について

1) 茨城大学が東海村・日立市・那珂市・ひたちなか市の住民を対象に昨年実施したアンケートによると、東海第二原発の今後について、「なるべく早く運転再開した方がよい」8.8%に対して、「運転を停止したまま廃炉に向けて準備し、原子炉の新增設はしない」が45.9%と2011年の調査開始以来最も多くなっており、「現在の老朽化した原子炉に代わる新型炉を新設する」6.7%、「地震・津波などに備えた耐震・防潮対策を徹底するまで運転再開するべきではない」28.1%、「再稼働は凍結し、東海第二原発の今後について地域で白紙から議論すべき」8.1%を加えると、東海第二原発の再稼働に否定的ないし慎重に考える意見が88.8%を占めています。2017年の県知事選でのNHK出口調査で、東海第二原発の再稼働に「反対」が76%でした。今年の水戸市長選でのNHK出口調査では、73%が再稼働に反対しています。東海第二原発再稼働に反対する県民世論は明らかであり、直ちに再稼働は認められないことを県として表明すること。

【回答】

2) 県が3月18日までに行った「東海第二発電所における安全対策に関する意見募集」に寄せられた意見については、要約せずに直ちに全文を公表すること。

【回答】

3) 前項の意見募集においても「住民説明会」と同様に、「発電所外の対策(広域避難計画等)や再稼働問題(再稼働への対応方針等)に関する事項については、今回の募集対象ではありません」としたうえで、「広域避難計画については、その策定作業が進んだ段階でご意見を伺い、実効性の確保につなげてまいります。また、再稼働問題については、東海第二発電所の安全性の検証と実効性のある避難計画の策定を行った上で、改めて県民の皆様のご意見を伺いながら判断してまいります。」としています。県広域避難計画は、平成27年3月の策定時にも意見公募がされないまま3年が経過し、今年3月に一部が改定されました。早急に避難計画に関する説明会と意見公募を行うこと。

【回答】

4) 原発が再稼働するかもしれないことを前提に実効性ある避難計画を策定することは到底不可能と考えますが、仮に14市町村で広域避難計画の策定が完了したときには、地域防災協議会で審議される前に、6か月以上の期間をもって全市町村（避難自治体及び受入自治体双方）での説明会と意見公募を行うこと。

【回答】

5) 再稼働問題は、避難計画の内容を根本的に左右する基本問題であり、本来、避難計画策定作業にかかる前に十分検討されるべきものです。また、工事を中止させない限り巨額の費用をかけた安全対策工事がすすんでしまいます。再稼働問題に関する説明会と意見公募を全市町村で直ちに計画し、十分な周知期間をもって早急に実施すること。

【回答】

6) 知事が再稼働問題を判断するうえで、どのような方法で県民の声を丁寧に酌み取るのか、明らかにすること。

【回答】

(4) 広域避難計画の破たんを認めること

東海第二は、30 km圏内に94万人が住む日本一人口過密地域にある原発であり、首都東京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。瀬尾健氏(京都大学)の試算によれば、東海第二原発の事故により30 km圏内で数十万人の急性死が見込まれるほか、東京都民も8日後までに避難しなければ18%がガンで死亡するとしています。数千万人が避難しなければならないことになり、運転中の最悪の原発事故を想定した避難計画の策定は不可能です。

道路機能が10%低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。病人など要配慮者の避難にいたっては、交通麻痺がないとしても、現実的な避難計画の立てようがないのが実態です。福島第一原発事故と同程度の事故を前提にしても、実効ある避難計画が策定できないことは明らかです。

1) 大地震が起きる危険性が高い当地において、複合災害を想定しない避難計画に実効性があるとはいえません。「茨城県地震被害想定調査報告書」においては、被害を受ける恐れのある橋梁を特定していません。避難計画の策定に際して、被害を受ける恐れのある橋梁の特定は不可欠です。避難計画は、原発を稼働させないことを前提とすれば、5 km圏内の計画でよいこととされています。再稼働するかもしれないことを前提とする限り実効性のある避難計画の策定が不可能であることを認め、現行の県広域避難計画を撤回し、東海第二原発の再稼働を認めないことを宣言したうえで、東海第二原発の30 km圏内に17もある原子力施設の事故や震災等も考慮した複合災害対策を含めて県広域避難計画を策定し直すこと。

【回答】

2) 茨城県広域避難計画策定時に県は、「今後の課題」としてあげていた「県外の避難先の確保」「スクリーニング（避難退域時検査）体制」「安定ヨウ素剤の配布体制」「複合災害への対応（複合災害時における第2の避難先の確保・道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段・モニタリング機能の維持・災害対策本部機能の維持）」について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

3) 県は自ら策定した茨城県広域避難計画が極めて不十分なものであることを認めてきました。その県の計画にもとづいて策定される各市町村の避難計画もきわめて不十分なものであることは明らかです。広域避難計画が14市町村で策定され、東海第二地域原子力防災協議会と国の原子力防災会議で了承されれば、東海第二原発の再稼働に必要な条件のひとつがクリアされることとなります。すでに策定済みとしている笠間市、常陸太田市、常陸大宮市についても、前項の「今後の課題」や、行政機能移転計画などの課題が解決しない限り、地域原子力防災協議会で了承される水準に至らないという理解でよいか、明らかにすること。

【回答】

4) 避難所の国際基準であるスフィア基準では、避難者1人当たりの居住面積を最低3.5㎡とし、トイレは20人に1つ、男性用と女性用の割合は1対3とすることなどが定められています。現状は1人当たり2㎡とするなど、スフィア基準すら満たしておらず、トイレの数の確認すらできていない自治体が多数です。スフィア基準にもとづいた避難計画とすること。

【回答】

5) まず基幹避難所に避難してから各避難所への割り振りを行うこととしているようですが、各避難所だけでも混雑と混乱が予想されるのに、かえって混乱を極めることになるのではないのでしょうか。基幹避難所には、最大で何人が集まることとしているか、基準を明らかにすること。

【回答】

6) 県は、要支援者等を避難させるために必要なバスの台数を50人乗りで2,918台としているが、バスと運転手の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

7) 自由に動けない高齢者や障害者が入居し、一時的に屋内退避するための施設整備が必要な病院や福祉施設が10km圏内だけで35か所あるとしていますが、30km圏内には何カ所あるか明らかにすること。

【回答】

8) 30km圏内の入院患者などの要支援者を避難させるために必要な車イスやストレッチャーその他の器具・機械等の必要数と確保状況を明らかにすること。

【回答】

9) 入院患者などの要支援者を避難させることには相当の困難があり、30km圏内のすべての要支援者を安全に避難させることは到底不可能と考えますが、避難先施設と避難手段、避難後に必要な措置等の確保について、どのように確認しようとしているか明らかにすること。

【回答】

10) 屋内退避中か即時避難中かを問わず、過酷事故が起きれば、被曝は不可避と考えます。県としては、事故の規模にかかわらず避難中の安全を確保できる可能性があると考えているか明らかにすること。最悪の場合、放射能による急性障害と晩発性障害がそれぞれ何人程度に発症すると考えているか明らかにすること。

【回答】

11) 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）は、「計画の目的」として、「住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする」と定めています。福島第一原発の事故でも、放射能汚染によって土地や建物など多くの財産が無価値になりました。県は住民の財産をどのように保護しようとしているか明らかにすること。

【回答】

12) 既に7回実施されてきた東海第二地域原子力防災協議会作業部会の議事録を公開すること。

【回答】

2. 正規雇用への転換、労働者全体の賃金底上げと時給1000円以上の最低賃金引き上げを

茨城県の平成31年度当初予算では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、昨年に引き続き『新しい豊かさ』へのチャレンジを掲げ、力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育むとしています。

しかし、非正規労働者が2000万人を超えて年収200万円以下のワーキングプアが4年連続で1100万人を超える状況のもとで、『新しい豊かさ』へのチャレンジが、非正規労働者の労働条件を改善し、ゆとりある暮らしを育むことができるかどうか問われています。

(1) 『新しい豊かさ』へのチャレンジについて

1) 昨年度、『新しい豊かさ』へのチャレンジ事業で56億円を予算化しましたが、新たに誘致で

きた企業数、及び何人の労働者を新たに雇うことが出来たかを地域ごとに明らかにすること。

【回答】

2) 『『新しい豊かさ』へのチャレンジ』で掲げる「ゆとりある暮らしを育む」ために、どのような政策を実現しようとしているのかを明らかにすること。

【回答】

(2) 「無期転換ルール」について

1) 無期転換ルールの運用が昨年4月から始まりました。茨城県内において、雇用上限を5年にすることやクーリング期間を設けて、無期転換ルールを適用させない等の企業の実態を県としてどのように把握しているかを明らかにすること。

【回答】

2) 毎年、高校生に配布している「これから社会で活躍するために知っておきたい労働法～働くルール ずばり！教えます」の冊子に、無期転換ルールについても追加して記述すること。

【回答】

3) 無期転換ルールを県民に周知し、活用を積極的に促すために県としてどのような取り組みをしているかを明らかにすること。

【回答】

(3) 「働き方改革」改革関連法の施行を受けた取り組み

1) 残業時間の上限規制、業務間インターバル規制、有給休暇の付与義務など長時間労働の改善に向けて、県で働く県職員対象に県として取り組んでいることを明らかにすること。

【回答】

2) 同一労働同一賃金の施策で、県の職員として働く臨時・非常勤職員に対する県としての改善点があれば、明らかにすること。

【回答】

(4) 茨城県の最低賃金を1000円以上に

茨城県の最低賃金は、昨年10月から26円引き上げられて822円になりました。しかし、全国平均の875円に比べると47円低く、関東では群馬県に次いで2番目の低さです。こうした地域間格差の拡大は、茨城県でも県南や県西の高校生や若者が最低賃金の高い千葉や東京で働くなど労働力の流出を招いています。

822円は、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。」とした最低賃金引上げについての政府方針にも反する金額です。

1) 昨年は7月26日に茨城県産業戦略部長名で、最低賃金の引き上げを求める提案要望書「本県最低賃金の改定について」を茨城県地方最低賃金審議会に提出していただきました。本年は、大井川県知事名で要望書を提出することを検討すること。

【回答】

2) 最低賃金の引き上げを具体化するためには中小企業や小規模事業者に対する支援が欠かせません。国に対して、最低賃金の引き上げとあわせて中小企業等支援の充実を求めること。

【回答】

3) 県庁(出先機関含む)で働く非正規職員の時給を1000円以上に引き上げること。

【回答】

4) 県庁(出先機関を含む)で働く臨時職員の2019年度の賃金改訂額を職種や雇用形態などの区分ごとに明らかにすること。

【回答】

5) 県庁(出先機関含む)で働く正規職員の初任給を引き上げること。

【回答】

(5) 県職員の正規職員を大幅に増やすこと

2017年度の茨城県人事委員会勧告では、「それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」という記述があります。長時間労働の原因は県が行ったこの間の職員削減により、人手不足が常態化していることです。

1) 昨年度は新規採用職員数を増やし、社会人採用をしているという回答でした。昨年度の新規採用職員数、社会人採用の人数が何人だったかを明らかにすること。また、今年の計画も明らかにすること。

【回答】

2) 県(出先機関含む)職場で、5年以上働いている非正規の職員を正規職員として採用すること。

【回答】

3) 会計年度任用職員制度の現時点における進捗状況を明らかにすること。

【回答】

(6) 外国人労働者が安心して働ける労働環境の整備を

1) 改正出入国管理法がこの4月から施行されました。改正にあたって政府は5年で最大34万人の外国人労働者を受け入れるとしています。現在国内で働く外国人労働者の労働実態は、労働基準法や最低賃金法、社会保険制度等が無視され過酷な労働を押しつけられています。県内でも外国人労働者は、昨年10月末現在で3万5千人強となっています。外国人労働者が安心して働ける労働環境の整備が喫緊の課題となっています。

①茨城県は新年度予算で「外国人材活躍促進事業」を立ち上げました。県として、外国人労働者の受け入れ体制をどのように強化していくのか明らかにすること。

【回答】

②政府の「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」(以下「対応策」)にもとづく総括的な業務を担う部署を市町村や県民に周知すること。

【回答】

③「対応策」では「日本語教室が無い地域の解消をめざす」としていますが、県内の存在状況を明らかにするとともに、無い地域への設置の取り組みを援助すること。

【回答】

④「対応策」は、外国人の在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である『多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)』を設置することを支援する」としている(市町村約100カ所)。県内の市町村はどこが該当するか。

また、設置しない・できない市町村については、県のセンターが相談事業等を援助すること。

【回答】

3. 「個人の尊重」を貫く障がい者・高齢者行政を

(1) 障がい児(者)への対応について

1) 入所機能を備えた多機能拠点整備型の施設は、平成30年の回答では日立市・潮来市・茨城町・阿見町に留まっており、約7割の市町村では具体的な方針が未決定とあり、推進のために県と市町村で連携し、推進を図るとのことでした。整備のための市町村との会議開催回数および整備計画、整備状況を示すこと。

【回答】

2) 障がい者関連の予算負担割合は、国・県が4分の1ずつ、2分の1が市町村負担となっています。市町村の規模によっては十分な予算が確保できないところもあり、県・国の負担割合を増やすべきです。国に対して増額を求めると同時に、県の負担額も増額すること。

【回答】

3) 障がい者雇用促進のために「障害者雇用優良企業認証制度」の認証を受けるためには、施設のバリアフリー化などもあることから、整備に対する補助金制度を設け、推進を図ること。

【回答】

4) 障がい児(者)が暮らしの場を選択できるよう、居宅介護、グループホームや入所施設などの社会資源を拡充する施策を講じること。

【回答】

5) 事業所数の推移を提示すること。

【回答】

6) 入所機能を備えた地域生活支援拠点の進捗状況を明らかにし、2020年度末までに整備が完了するように推進すること。

【回答】

7) 障がい者雇用について適切な制度運用に努めるとともに、県の法定雇用率の達成すること。

【回答】

(2) 公共交通の充実を

1) 昨年から広域路線バスネットワークの事業にとりくまれています。どう進展しているのか、課題は何かを明らかにすること。

【回答】

4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

生活保護は、憲法 25 条に明記された国民の生存権を保障する、最後のセーフティネットです。2013 年には最大 10 %、昨年 10 月から最大 5 %削減されました。生活困窮者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を脅かすばかりか、保育料や介護保険料、就学援助、最低賃金など国民の暮らしに大きな影響を与えます。

(1) 生活保護基準の引き下げについて反対し、最低賃金の上昇や消費税増税を考慮すること。

【回答】

(2) 貧困ビジネスを規制する法制度を確立し、サービス内容の確認を強化すること。

【回答】

5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

平成 31 年(2019 年) 2 月 22 日、国土交通省は、各都道府県知事、各指定都市市長及び建設業団体の長に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」という通知を発出しました。これは、技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要だからです。あわせて、国は各地方公共団体に、通知に示す措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう要請しています。

公契約条例は、地方公共団体の政策実現のための手段として、民間企業に対して公権力を行使し規制を行うのではなく、発注者である地方公共団体と受注者である民間企業との間の契約上の合意に基づき、政策実現を図るものです。

また、茨城県総合計画では、グローバル社会の中で大きく飛躍を目指す茨城県にとっても「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組は重要な視点と謳っています。その SDGs では 17 の目標と 169 のターゲットを定めており、12 番目の目標「つくる責任つかう責任」では、「持続可能な公共調達」は市場への影響力が非常に大きいことから、重要視をしています。

(1) 国土交通省の「要請」を実現するために、公契約条例を制定すること。

【回答】

(2) 山形県は 2008 年に「公共調達基本条例」を制定しています。「持続可能な公共調達」を政策的に推進するために、公契約を公共調達に関する条例として制定すること。

【回答】

(3) 茨城県が発注する工事等に従事した労働者の賃金を県としてどのように保障しようとしている

かを明らかにすること。

【回答】

6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

(1) 中小企業・小規模事業者の発展が地域の経済、雇用の安定に重要で有ること、建設業における人材の育成・確保を図ること、また高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりの重要性は茨城県も認識されているところです。

建設業の事業所数は09年に全国で約58万社有りましたが、17年には約46万社に減少し、個人事業者と資本金1千万～2千万の事業者の減少が顕著です。茨城県の建設業者数も同様の傾向です。これは小規模事業者の直接受注が少なく、下請け工事が多いことで利益をあげられなかったことが大きな要因です。

住宅リフォーム助成制度で同じ金額の建設工事でも小規模事業者が直接受注できれば、収益性向上→給与増加→消費拡大の循環が起き、県内経済活性と地域活性に繋がります。他県の例として、2011年4月に始まった山形県の住宅リフォーム助成制度では、山形県が事業開始からの実績を試算したところ、工事総額583億円、波及効果194億円、合計777億円に上りました。この3年間で山形県が投じた事業費は28億円。100億円の経済効果を生み出すには3.6億円が必要になりますが、一般の公共事業の場合、24億円と試算しており、住宅リフォームは少ない予算で、大きな効果を上げていることがわかります。

1) 茨城県が住宅リフォーム助成制度を創設すると共に、県内市町村全てが住宅リフォーム助成制度を実施するよう求めること。

【回答】

2) いばらき木づかいの家推進事業の進捗状況と成果、県内製材業者の育成と県の支援による成果を示すこと。

【回答】

3) 地域を限定しない、商店の店舗リニューアル助成制度の創設と、商店街の魅力を高めるための商圈内の消費者の意識調査を支援すること。

【回答】

4) 宅配サービスや高齢者向け事業など新たなサービス展開、料飲オリエンテーリングなどの共同イベントの助成金制度を創設すること。

【回答】

5) 小規模工事登録制度の県内市町村創設状況を示すこと。

【回答】

6) 「立地企業フォローアップ事業」、「工業立地動向調査に基づく雇用に関する調査」の結果を示すこと。

【回答】

7) 地域経済に長年貢献している地元の中小業者に対して、労働者の賃上げに対する直接補助や社会保険料の減免といった直接援助を行うこと。

【回答】

(2) 小規模企業振興基本法の具体化について

2014年6月20日に成立した小規模企業基本法は、小規模企業(従業員5人以下)が、地域経済の支えとして、雇用の担い手として大きな役割を果たしていることに着目し、小規模事業者の持続的発展を支援する施策の立案に、国と地方自治体が連携して講じる責任を明記しました。

1) 小規模企業振興基本法の具体化の進捗状況を示すこと。

【回答】

2) 茨城県商工労働観光審議会でPDCA進捗管理を行っているが、その進捗状況を示すこと。

【回答】

3) 茨城県商工労働観光審議会に茨城県商工団体連合会を小零細事業者の代表として加えること。

【回答】

7. 中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

茨城県は、県と信用保証協会及び金融機関が連携し、融資条件の拡充や保証料補助の新設、融資利率の引き下げ等で中小企業の事業活動や経営安定に必要な資金調達を支援し、地域経済の活性化を図るとしています。

(1) 地域の事業者を援助すべき金融機関が、カードローンの申し込みに力を入れていて、まずはカードローンに1年間付き合わせ、その後プロパー融資や自治金融等の商品に移行させる等の営業をしていることを、把握しているか。

【回答】

(2) 小規模事業者保護の為に、経営者保証ガイドラインに沿って、担保や人的保証に依存しない融資慣行の普及に努めるよう、金融機関に要請すること。

【回答】

(3) 県融資制度の融資審査で、税金完納要件を廃止すること、その前段階として税金完納要件を緩和すること。

【回答】

8. 滞納整理は差押優先から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を

「茨城県行財政改革大綱」の「持続可能で健全な財政構造の確立」の中に滞納額の7割を個人県民税が占めていることから、茨城租税債権管理機構との連携強化や滞納整理の更なる強化をしていくと述べられていますが、「茨城まち・ひと・しごと創生総合戦略」では県民本位で、行政サービスの質を高めていくことが記されています。滞納整理についても、この要件に添った運用を求めます。

(1) 昨年、私たちが行っている相談活動に来る滞納者には、多重債務者であることが多く、多重債務に陥る人々は日々の暮らしに様々な問題を抱えているため、家族や自身に不慮の事態が起こると、直ぐに家計が破綻し、再度税の滞納を産む状況があることをお伝えし、滋賀県野洲市の取組を紹介しました。

1) 複合的な問題を抱えている多重債務者に、生活・介護・法律相談など一つひとつ自身で解決して、滞納も解決しろというのは酷です。税徴収の現場・もしくは住民と接触する機会の多い部署などが住民の問題を把握し、一括して問題解決につながる複合的な取り組みをすすめて、税の滞納を解消させる仕組みを作ること。

【回答】

(2) 茨城県と一部事務組合・茨城租税債権管理機構について。

1) 本年度の県職員の租税債権管理機構への派遣者数と役職を示すこと。

【回答】

2) 本年度の租税債権管理機構への負担金を示すこと。

【回答】

3) 滞納額を一度も滞ることなく定額を返済していた住民が、自治体から通知もないまま機構へ債権を移管され、一括返済を求められ、私達と共に数回交渉した結果、移管前と同じ額の返済を半年間認められ、その後の返済額についても相談して決めることになりました。

①市町村から移管される中には、機構に移管する必要のないものが含まれている可能性があります。悪質な滞納者は別として、滞納者には納税相談を行い、通知も移管する前に行うよう、県から市町村に指導すること。

【回答】

②滞納者には多重債務や、複合的な問題を抱え生活に支障をきたしていることがあります。そのことを考慮することなく、滞納額の一括返済を強硬に求める租税債権管理機構の手法は、滞納者の生活を破壊する力となります。税金を無理に返済させ、返済する過程で無くした暮らし・家族を滞納者の自己責任として放置してしまう、冷たい県行政とならないよう、機構に職員を派遣する時、機構との懇談の場などで機構側に行き過ぎた指導が無いよう、県から求めること。

【回答】

(3) 機構の存在及び活動について法令上の根拠を明らかにすること。また県は機構の活動について「把握していない」「関与する立場にない」と回答しながら一方で「法令にのっとって活動している」と矛盾した回答を行っています。その根拠を明らかにすること。

【回答】

9. 空き家は、地域活性化の有効な資源としての利活用を

(1) 空き家の改修工事・解体工事を、県内事業者が発注施工、工事資金調達も県内金融機関を利用する、事業者融資の信用保証は県の制度を使うなどの要件で、空き家対策と県内事業者の仕事起こしをつなげる制度創設を検討すること。

【回答】

(2) 改正「住宅セーフティネット法」に伴う「空き家登録制度」「住宅改修費用の助成」「低所得世帯の家賃補助」の施策の進捗状況を示すこと。

【回答】

10. 農業県にふさわしい農政の推進を

(1) 小規模家族農業の保護を最優先した農政への転換を

国連は、今年2019年からの10年間を「家族農業の10年」と定め、昨年12月には「農民の権利宣言」を採択しました。かつて農業の大規模化・食料貿易自由化を推進してきた国連は、持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業への支援と食糧主権確立に大きく舵を切りました。資本的つながりによる、利潤追求を第一の目的とした大規模企業経営は、自然環境を壊し、経済危機に弱く、持続可能な農業に向いていません。一方、人的つながりを持つ社会集団による家族農業は、自然環境保全や景観維持、文化継承、地域経済への貢献を現に担っています。ところが、政府の大規模化優先・企業経営優遇政策によって、小規模家族経営が逆に厳しい経営をよぎなくされているのが実情です。

1) 企業の農業参入、規模拡大、食糧貿易自由化、食糧輸出推進に偏重したアベノミクス農政を転換し、小規模家族経営支援と価格保障・所得補償を柱とした農政への転換、戸別所得補償制度の復活、米の直接支払交付金の復活を国に求めること。

【回答】

2) 本県農業に大きな打撃を与えるCPTPP(TPP11)からの脱退、日欧EPA廃止、日米FTAやRCEP交渉の中止を国に求めること。

【回答】

3) 1996年(平成8年)度に298億円あった茨城県の農業予算(農林水産業費のなかの農業費)が、2019年(平成31年)度は116億円と6割以上も減っています。農業予算規模を、農業県にふさわしく拡充すること。

【回答】

4) 茨城県は農産物の輸出支援に力を入れ、あたかもそれが茨城県の農業が活性化するかのよ

うにうたっていますが、農業産出額全体に占める輸出額目標は微々たるものです。県の農業政策を価格保障・所得補償を柱とした小規模家族経営支援に転換すること。

【回答】

5) 米交付金廃止にともなう県内の減額分19億8千万円を補てんする県独自の施策を検討すること。

【回答】

6) 補助事業のなかには、大規模化が条件になっているか、または大規模化する予定の人が優先的に受けられる事業があります。昨年支出実績のある農業者支援施策について、大規模化が条件または優先になっているものとそうでないものに区分して、それぞれの支出額を明らかにすること。

【回答】

7) 「家族農業の10年」は、日本政府も共同提案国のひとつになって国連で採択されたものです。ところが、ほとんど周知されていません。茨城県として、「家族農業の10年」と「農民の権利宣言」の意義を周知するために、ポスターやパンフレットを大量普及し、シンポジウムを開くなどのキャンペーン事業を行うこと。

【回答】

(2) 主要農産物種子条例の制定を

主要農産物種子法のもと、国が予算措置をして、都道府県が種子の生産、審査、管理、普及に責任をもち、あわせて地域の需要に合う品種の開発も担い、安価で優良な種子を生産者に提供してきましたが、同法は今年4月1日に廃止されました。

世界の種子市場の3分の2は遺伝子組み換え企業6社が独占しています。民間の米種子の価格は5～10倍しているのが実情です。使用農薬や販売先まで指定される生産受託契約を種子企業と結ぶ事例も広がっています。企業による農業支配を許してはいけません。

国連で採択された「農民の権利宣言」でも、第19条「種子の権利」で、「国は、種子の権利を尊重、保護、実現し、国内法において認めなければならない。」「国は、十分な質と量の種子を・・・手頃な価格で小農民が利用できるようにしなければならない。」「国は、小農民の種子制度を支え、小農民の種子と農業生物の多様性を促進しなければならない。」としています。

1) 企業による農業支配をゆるさず、多様性と農民の生産基盤を守るために、「主要農産物種子法」の復活を国に求めること。

【回答】

2) 種子法廃止後も従来どおり予算が確保されるよう求める付帯決議が採択されており、国が従来どおりの予算を確保するよう求めること。

【回答】

3) 茨城県として引き続き、主要農産物の優良品種の開発、種子の生産、審査、管理、普及を行うこと。

【回答】

4) 種子条例の制定が広がっています。茨城県は昨年のお返事で、要綱で十分対応できるとしていますが、条例になれば、改定には議会承認が必要となり、より安定的に種子行政を継続することができます。将来にわたって種子の開発、生産、審査、管理、普及を行うことを保障するために、茨城県でも主要農産物種子法に代わる条例を制定すること。

【回答】

(3) 新規就農者への総合的な支援強化を

平均的な農家が赤字になる状況では、いくら就農支援をしても継続していくことは困難です。就農者をふやすためには、しっかりと価格保障と所得補償を土台に、安心して就農できる環境を整備する農政の確立が欠かせません。そのうえで総合的な新規就農者支援をしてこそ、

就農者の定着につながります。

- 1) 資金援助や技術習得だけでなく、地域に馴染み定着するための支援や販路確保への援助、住宅や機械、作業場の確保を含む総合的な新規就農支援をすすめること。

【回答】

- 2) 常陸大宮市が行っているような移住奨励金や空き家改修費補助金を含む空き家対策事業に対する補助を行うこと。

【回答】

(4) 里山保全を含む総合的な獣害対策を

本県でイノシシ被害が増えている原因は、原発事故による放射能汚染により捕獲したイノシシを食用にまわせないことがあるからです。そのため、対処として捕獲や防護に対する補助は重要です。しかし、より根本的な獣害対策としては、森林に実のなる広葉樹を増やしてイノシシ・ハクビシン・タヌキなどの食糧を確保し、里山の下草刈りや耕作放棄地の草刈りなどで見通しをよくして人里に獣が来ないようにするなど、獣と人間の棲み分け対策を含めた総合的な対策が必要です。

- 1) 山保全を含む総合的な獣害対策を行うこと。

【回答】

- 2) 電気柵設置に対する補助を行うこと。

【回答】

(5) 豚コレラに対する万全の対策を

豚コレラの感染が広がり、養豚農家の不安が高まっています。

- 1) 豚コレラの感染拡大を防止するための措置に万全を期すよう国に求めるとともに、県としても感染防止対策に万全を期すこと。地域を限定しての緊急ワクチン接種を早急に行うよう国に求めること。

【回答】

- 2) 万が一、県内で患畜が発生した場合には、経営を再建できるよう長期間の経済支援が必要です。畜産経営を維持・再建し、生活に支障がないよう十分な措置を講じるよう国に求めるとともに、県としても支援策を整えること。

【回答】

- 3) 移動制限、出荷自粛地域に対する支援、農家が豚コレラ対策で支出する衛生対策費に対する助成を国に求めるとともに、県としても支援策を整えること。

【回答】

11. 一刻も早い医療後進県からの脱却を

(1) 医師不足対策に一層の努力を

厚生労働省は、宮城を除く東北各県や茨城県が、人口や診療需要に対して適正な医師数を確保できていない「医師少数県」となっていることを明らかにしました。あわせて大学医学部の「地域枠」を重点配分するなどして2036年までに問題解消する方針を打ち出しました。今回の発表された「医師偏在指数」によると、2次医療圏では「つくば」が442.9で全国4位であるものの県全体では179.3で全国42位であり、小児科にいたっては引き続き全国最低数となっています。

- 1) 茨城県の人口10万人当たりの医師数は、以下の通りとなっています。

平成28年調査では、人口10万人対医師数は189.8人で、前回平成26年調査を12.1ポイント上回っています。しかしながら、全国の251.7人を61.9ポイント下回り、全都道府県中第46位です。平成26年調査では、全国平均は244.9人で茨城県は67.2ポイント下回り、全国では2.8%医師が増えているのに対し、茨城県はマイナス7.9%の伸びとなっています。

この結果をどのように分析しているのか示すこと。

(資料) 二次保健医療圏別人口10万人当たり医師数(人) ※茨城県ホームページより

	茨城県	二次保健医療圏								
		水戸	日立	常陸太田・ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手・竜ヶ崎	筑西・下妻	古河・坂東
H28	189.8	238.3	154.8	108.2	95.7	218.8	410.4	171.4	105.6	140.3
H26	177.7	221.5	150.6	109.2	90.7	199.7	369.6	170.2	101.3	130.6
増加数 (26比)	+12.1	+16.8	+4.2	-1.0	+5.0	+19.1	+40.8	+1.2	+4.3	+9.7

【回答】

2)特に、小児科医・産科医の確保について

①2017年の県の回答では、「将来、産婦人科、小児科、救急科、へき地医療のいずれかに従事するという制度内容」で、平成27年度から実施されている地域枠(全国対象)制度による入学者は、平成27年度4名、平成28年度5名、平成29年度5名、平成30年度1名でした。現在の確保状況について、特に小児科医・産科医の数を明らかにすること。

【回答】

②2018年9月13日茨城新聞報道で、2次救急やハイリスク分娩、小児救急の受け入れ先として各地域の中核病院に位置付けられながら、医師不足により役割が十分に果たせておらず、最優先で医師確保に取り組むとして5病院があげられ、2年以内に合計15人(2019年1月に2名追加)の医師確保が目標とのことでした。

各病院における確保状況と、それに対する県としての評価を示すこと。また、優先度や人数に変更があった場合はその内容についても示すこと。

【回答】

病院名	診療科	確保目標人数	現在の確保状況
日立製作所日立総合病院	産婦人科	4名	
	小児科	2名	
常陸大宮済生会病院	内科	3名	
神栖済生会病院	整形外科	3名	
土浦協同病院	産婦人科	3名	
JAとりで総合医療センター	小児科	2名	

3)地域医療医師修学資金貸与制度(いわゆる「地域枠制度」)について

平成31年3月に卒業した人数と、所属先病院と派遣の条件を明らかにすること。

【回答】

4)「第7次保健医療計画」における、「医師確保」および「地域偏在の解消」について

①「医科大学との新たな関係構築」や「U I J ターンの促進」など、昨年の回答では、「都市部等を中心に、これまで本県と関わりのなかった医科大学を訪問し、不足診療科の責任者等と接触することにより、医科大学との新たな協力関係を構築するほか、本県ゆかりの県外医師等を個別に訪

問し、積極的なリクルート活動を行うことにより、県外からの医師確保を強力に推進し、政策医療を担う各地域の主要な医療機関、診療科において必要とされる医師を確保してまいります。」とありましたが、具体的な取り組みについて示すこと。

【回答】

②昨年「地域医療センターの体制の強化」について、「平成31年度を目途に法人化し、大学、医師会、医療機関、市町村、県等、全県一体で地域医療支援センターを運営していくこと」とありましたが、現状について示すこと。

【回答】

5) 研修医の医師不足地域への派遣について

厚生労働省による平成22年度適用の「臨床研修医制度（見直し）」では、「臨床研修の質の向上」とともに「医師不足への対応」が掲げられました。

もともとの臨床研修病院の指定基準は、一般病床約300床以上、または年間の入院患者数が3,000名以上であるなどがあげられています。「見直し」では、年間入院患者数3,000人以上が基準の一つとされましたが、平成21年度以前に指定を受けている施設については、これを満たさなくても、個別の訪問調査により指定が継続される場合もあると、一定の緩和策が取られました。茨城県の医師不足地域では、300床以下の病院が主力になっており、研修医が配置されないために、医師不足が解消されないという事態が起きています。

研修のために一定の条件が必要ではありますが、「医師不足への対応」という点で、県が実施している政策を示すこと。

【回答】

6) 新専門医制度への対応について

新専門医制度が始まり、地域枠等の茨城県の施策で増えつつあった若手医師が、東京などに移ってしまう傾向があり、茨城県としても問題としていることが、昨年の回答で分かりました。

①新専門医制度に伴って、茨城県から他県（東京都）に移動した医師数を示すこと。

【回答】

②県選出国會議員や厚生労働省、関係各局長への要望活動について、結果を示すこと。

【回答】

③平成30年度の総合診療専門医の募集定員は18人で、6人が登録、採用でした。平成31年度の募集人員と登録・採用について示すこと。

【回答】

7) 政府の「骨太方針2018」で打ち出された2022年度以降の医学部定員減を検討する方針に対し、医師確保に力を入れる茨城県の立場から、医師養成定員を減らす方針の見直しを求める意見を上げること。

【回答】

(2) 地域医療構想について

1) 平成30年度の「保健医療福祉協議会」および「地域医療構想調整会議」の開催状況と県内の病床数の動きについて明らかにすること。

【回答】

2) 各二次医療圏の「地域医療構想調整会議」において明らかになった「課題」について簡潔に示すこと。また、それにより、具体的な病床機能の分化・再編が行われた例があれば示すこと。

【回答】

3) 水戸医療圏の医療体制について「水戸医療圏医療提供体制あり方ワーキング会議検討結果報告書(案)平成31年1月」が、2月27日付けで茨城県庁のホームページで公開されています。「脳神経外科、循環器内科・心臓血管外科、産婦人科、小児科」について、「概ね上記診療科は1カ所から2カ所程度に集約化することが望ましい、という意見が多数を占めた」とありますが、特に産婦人科・小児科は現在でも不足しており、「集約化」すればさらにアクセスが難しくなると思われます。これについて県としての見解を示すこと。

【回答】

4) 在宅医療の充実について

国の医療・介護の一体改革の方針に沿い、茨城県でも「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を掲げ、今後の在宅医療等の需要増加に対応するため、様々な事業に取り組んでおられると把握しています。平成29年度より県と県医師会でスタートした「医療提供施設等グループ化推進事業」についてお尋ねします。

2017.11.22 茨城新聞報道では、「62カ所の医療機関が参加で12グループが作られた」「2019年度までに54グループの形成を目指す」とのことでしたが、茨城型地域包括ケアシステム推進センターのホームページでは、平成30年度は10グループと後退しているように見受けられました。

①現在の参加医療機関数とグループ数を示すこと。

【回答】

②当初目標の54グループの形成に至っていない場合、至らない要因は何であるかを示すこと。

【回答】

③今事業の今後の方針を示すこと。

【回答】

(3) 特に医療過疎と言われる鹿行地域・筑西地域について

鹿行地域での病院再編(神栖済生会病院と鹿島労災病院)、筑西地域での新中核病院とそれに伴う病院再編が進んでいます。経営母体も違い、スタッフ確保の点でも大きな課題を抱えており、県からの援助は欠かせないと考えます。

1) 鹿行地域について

神栖済生会病院と鹿島労災病院の統合・再編が進んできたが、4月より鹿行医療圏の中核を担ってきた「なめがた地域医療センター」(茨城厚生連)の大幅な機能縮小となりました。急性期の入院病棟の停止、夜間救急受け入れの停止、手術室の稼働停止とし、土浦協同病院で受け入れるとの方針ですが、土浦は高度急性期・急性期の3次救急対応病院であり、現在でも日中・夜間ともに受け入れ停止が起きている状況です。鹿行地域の住民は元より、土浦医療圏の住民にとっても大きな影響があると懸念され不安が広がっています。鹿行医療圏内で急性期医療を担える体制作りが必要と考えます。

なめがた地域医療センターの今後の機能については、経営主体である茨城県厚生連と鹿行地域の自治体で今後1年間、機能回復に向け協議をしていくことが決定していますが、なめがた地域医療センターの機能回復および向上のための医師確保について、茨城県としても関係大学医局への要請を行うこと。

【回答】

2) 筑西地域について

2018年10月、「筑西市民病院」「県西総合病院」「山王病院」の合併と新病院開設により、新中核病院として「茨城県西部メディカルセンター」「さくらがわ地域医療センター」が発足しました。

①もともと医師不足を解消する為に、約9年の議論を経て行われましたが、それぞれの病院の現状

と課題を示すこと。

【回答】

②県として支援している内容を示すこと。

【回答】

(4) 充実した介護の実現について

1) 施設職員配置基準(3対1)について

国は「各県の条例で定める」と言っており、県は「平成25年度から、全都道府県において、人員基準等を条例及び規則に定め」とし、昨年交渉時は「国の法律に従っている」旨の回答でした。昨年回答では県内の事業所で、基準以上の配置について「多くの施設では3対1以上の人員配置」とのことでした。また、国から示された従うべき基準があり、「条例及び規則において、基準省令と同じ基準を定めている」との回答がありました。

以上のことから、各施設の現状を踏まえて3対1は必要基準であるといえ、県としての配置基準(3対1)を条例化すべきと考えます。県の考えを示すこと。

【回答】

2) 介護職員の「一人夜勤」について

介護施設での「一人夜勤」の問題が改善されていません。国は「複数のフロアの施設における一人夜勤」「他のフロアに職員がいればよい」、もしくは「宿直がいればよい」との見解を示しています。複数配置すれば報酬上の加算があるものの、小規模多機能やグループホームなど、単独型施設では純粋な一人夜勤になっています。仮眠や休憩も取れない状態で「当直」とも言えない勤務状況で、労働基準法に違反しているとも取れます。県として「複数夜勤の実現」について見解を示すこと。

【回答】

3) 地域医療介護総合確保基金を財源とする補助金制度について

介護職員の労働環境・処遇改善を目的で介護現場へのロボット介護機器の導入に対して補助金制度を設けており、ホームページにも対象機器の目的要件・技術的要件等示されていますが、具体的な例を示すこと。また、この制度導入後の実績を示すこと。

【回答】

4) 介護報酬、介護保険料について

①年間の介護事業所の増加数・減少数について、直近のデータを示すこと。また、減少の原因を示すこと。

【回答】

②現在の介護報酬では、ほとんどすべての施設・事業所で経営に苦慮しており、もはや経営の工夫だけでは乗り切れない状況です。地域住民が生活し続ける地域づくりのために、介護報酬のプラス改定を国に要望すること。同時に、介護報酬を上げても利用者負担が上がらないよう、国に財政措置を要望すること。

【回答】

③第7期介護保険料基準額(月額)(平成30年度～32年度)において、茨城県の市町村では、減額3自治体、据え置き18自治体、増額23自治体となりました。国民健康保険料(税)も、後期期高齢者医療保険料や高額療養費の自己負担上限も引き上げられています。全国的に高齢者の経済状況は、被保護世帯の増加などにみられように悪化し続けています。これ以上医療・介護の負担が増えることは、とりわけ所得の低い高齢者にとっていのちとくらしに直結する問題です。この問題について県のスタンスと今後の対応を明らかにすること。

【回答】

(5) 看護師・介護士など医療スタッフの拡充と処遇改善について

1) 看護師の需給計画について

第7次看護職員需給計画は策定中ですが、地域医療構想との整合性と医師需給推計の方法を踏まえながら、直近のデータを用いて行うとされています。

しかし、病床機能報告の4つの機能ごとの病床当り看護職員数は、地域や職場の看護師不足や需給バランスの現状を反映して、同じ機能でも都道府県間で大きな差があるのが実態です。

そもそも、病床機能報告と地域医療構想の4つの機能は同じ呼称でも“似て非なるもの”で、急性期の場合、病床機能報告では、7対1病棟の基準該当患者は3～4割で経過観察や回復期等の患者が6～7割を占める一方、地域医療構想の急性期は「医療資源投入量 600点以上」の100%急性期の患者が想定されています。つまりこの推計方法は、「一病棟に急性期患者100%」という将来の急性期医療需要に対し、現在の「一病棟に急性期患者3～4割」に対応している人員を想定するもので、これでは将来、極度の労働の過密化や残業時間の大幅増等が懸念され「看護崩壊」すら危惧せざるを得ません。

①看護師需給推計にあたっては、地域医療構想との整合性を前提とせず、各地域の実態が反映できる幅を持たせること。

【回答】

②日本医労連の看護師必要数も参考にし、第6次看護職員需給見通しで示された労働条件改善項目を算定の際の条件とすること。

【回答】

③茨城県においては近年、看護専門学校および大学の看護学科の新設で、養成数自体は増えている状況です。「保健師」「助産師」「看護師」「准看護師」それぞれについて、茨城県の養成目標、就業目標値と就業数の直近のデータを示すこと。その上で、現状に対する県の考え方を示すこと。

【回答】

2) 介護職員の処遇改善について

介護職員の賃金労働条件は他産業に比べて低く、働き続けられる処遇になっておらず、利用者に十分に介護サービスが提供できていない現状があります。国も処遇改善加算等で改善を図っていますが、高齢者や利用者負担増となるのは社会保障の性質から避けるべきで、公的資金割合を増やすことが肝要と考えます。県として県内の介護労働者の処遇について、どのように考えているのか明らかにすること。

【回答】

3) 医療・介護における外国人労働者の受け入れについて

①県として医療・介護における外国人労働者の受け入れについて、方針や考え方を示すこと。

【回答】

②受け入れを促進するというならば、賃金・労働条件について不合理が無いようにすること。研修制度を充実すること。労働条件・環境について、受け入れ施設及び労働者個人へ、定期的な聞き取りなどで、調査と指導を行うこと。

【回答】

4) 介護における夜勤規制について

看護師確保法にあるような指針を介護施設にも設けるべきではないかと考えます。県として、介護施設における夜勤の実態を知っているか、更にそれに対する見解を示すこと。

【回答】

(6) 難病患者への対応について

1) 難病患者の一部負担金について茨城県独自の医療費助成について

2014年5月に成立した難病の患者に対する医療費等に関する法律により、特定疾患治療研究事業として取り扱われていた指定難病への助成制度が法制化されました。この法律によって対象となる疾患は大幅に拡大しましたが、指定難病であっても重症度によって助成対象から除外される仕組みが導入されました。難病は治療法が未確立のもの多く、いま軽症であってもいつ重症化するかわからず、患者さんは大きな不安を抱えています。また、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は75歳以上が最も多く、その中でも一番多いパーキンソン病は高齢になるほど発病する確率が高くなっています。高齢者は医療や介護の負担が年々増加していることから「医療を継続するために、介護サービスをどこまで節約するか」という選択を迫られる事例が生まれています。難病についてはすでに国の助成制度がありますが、決して十分とはいえません。

①県における特定疾患治療費研究事業の受給者証交付件数について明らかにすること。

【回答】

②県で難病患者の一部負担金について茨城県独自の医療費助成を行うこと。

【回答】

(7) 保健所の統廃合について

1) 高齢化と医療の統廃合がすすむ中で、地域で住民の健康を支える上で保健師の役割は益々大きくなっています。保健所の統廃合によってより広範な地域を担当することになり、負担も増えることが予想されます。ITの活用などでサービス水準の確保計画されているようですが、受け手である高齢者や患者側にとっては対応が難しいことも想定されます。また、11月から12ある保健所が9カ所に再編・統合されるのに伴い、常総保健所管内では、完全撤退となることから、住民から不安の声が上がっています。十分なサービスの提供ができるよう、保健師の増員をはかること。

【回答】

12. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

全日本民医連は今年3月に、昨年（2018年）に経済的事由によって手遅れになって死亡した事例(77事例)調査の結果を公表しました。事例のうち約60%が国保加入者か無保険者です。調査にかかわった医師は記者会見の中で、「(保険料負担や一部負担金の重さから医療を受けられず)もはや国民皆保険は機能していない。」と指摘しました。医療を受けるためにあるはずの国民健康保険のためにかえって医療が受けることが困難な事態となっています。

全国知事会は2014年に国保に対する1億円の公費投入を求めました。また全国知事会を含む地方6団体その他国保関係者は昨年11月に国保制度改善強化全国大会を開催し、財政支援の拡充や子どもにかかる均等割の軽減を求めました。このような動きは中小自営業者、農業者等の「受療権」確立に向けた前向きなものであると考えます。

(1) 「国民健康保険制度は社会保障制度」であり、社会保障を受ける権利は基本的人権であることを明らかにすること。

【回答】

(2) 国に対する大幅な財政支援拡充の要請をされていると認識していますが、現在の状況を明らかにすること。

【回答】

(3) 都道府県化の実施から1年がたち、実際に保険料(税)を賦課して保険料(税)額の都道府県化前との比較が可能になったと思われます。比較した結果を明らかにすること。

【回答】

(4) 市町村が納める県への「納付金」が過大とならないよう県が国保会計への補助を強化し、市町村が保険税(料)の引下げにつながるようにすること。

【回答】

(5) 県として国保料(税)の高額化を克服するために今年度は具体的にどのような努力をされているか、明らかにすること。

【回答】

(6) また、担税能力に応じた課税と納税への理解を得る努力、減免制度の活用などを通じて、徴収強化とならないようにすること。

【回答】

(7) 被用者保険では扶養者数が保険料に影響しないが、国保では「均等割」に反映されます。子どもが多ければ多いほど負担が増えることは少子化対策にも逆行するものであり、県が財政援助を行って「均等割」の廃止に向けた取り組みを推進すること。

【回答】

(8) 2018年10月から入院費助成が高校3年生まで拡大されましたが、外来は小学校6年生のまま据え置きとなっています。引き続き、マル福制度を拡充・充実させること。

【回答】

(9) 国保料(税)の減免制度が十分に周知、活用がされていないのではないのでしょうか。インターネットや県、市町村広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と応対する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言すること。この1年間でどのような進展があったかも明らかにすること。

【回答】

(10) 各市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期保険証発行数、資格証明書発行数について最新の統計を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。滞納があるからといって安易に被保険者証を交付しないという対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

【回答】

(11) 現在、県や市町村の行う国保には傷病手当・出産手当がありません。このことは、協会けんぽ等の被用者保険制度に比べて保険料(税)負担が重いのに給付が少なく、他制度との比較で負担と給付の公平性に反するものと考えます。国保に傷病手当・出産手当を創設するか、傷病や出産に伴う収入減に対する軽減策を創設すること。あればそれを明らかにすること。

【回答】

(12) 全国知事会や市長会、町村会も要望している1兆円の公費投入で「均等割」「平等割」をなくし、協会けんぽ並みに引き下げることができます。国が保険料の収納率向上や医療費を削減したところに交付金をだし競わせるなどともありません。県として国に働きかけること。

【回答】

13. 幼児教育・保育の「無償化」による矛盾を解決し、さらなる保育の拡充を

憲法、子どもの権利条約、児童福祉法などで明らかなように国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障する義務があります。また、「子ども・子育て支援新制度」については、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように抜本的な見直しを行うことが求められています。

(1) 希望するものがすべて希望する保育所等に入れるように、国、自治体の責任で保障することが求められています。

1) 昨年に引き続き、県として国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを把握できるように改めることを要望すること。

【回答】

2) 待機児童解消のため、希望者全員が居住する地域で入所できるよう、公立および社会福祉法人立の認可保育所を増やすための予算措置を講じるよう国に要請すること。

【回答】

3) 企業主導型保育事業は、児童福祉法、認可外保育施設指導監督基準等に基づき、県が指導・監督などを行っています。内閣府が2016年度から2017年度の「企業主導型保育所」の運営状況に関する検証結果によれば、国の女性が決まった使節の約1割が保育事業を取りやめ開所にも至らなかったと公表しています。その要員として審査や指導監督の甘さが指摘されています。県内で企業主導型保育所の取りやめや開所に至らなかった件数とその原因を明らかにすること。

【回答】

(2) 保育士不足を解消するために緊急的、時限的な対応として子育て支援員研修を終了した者等を代替可能との回答を昨年いただきましたが、保育の質の低下につながることは否めません。

1) 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保するよう国に要請すること。

【回答】

2) 保育士の専門性を否定し、保育士等の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を認める「弾力化」、規制緩和は行わないよう、引き続き国に要請すること。

【回答】

3) 昨年の県回答では、保育士の賃金を改善するため、4万円程度の処遇改善については、所要額を予算措置するとともに、認定事務の簡素化などの運用面での改善などについては、国に要望している。引き続き、より多くの施設が利用することで保育士の処遇改善が図れるよう努めて参ります、と回答いただきました。引き続き予算の確保を図ること。

【回答】

(3) 公立保育所を存続させ、拡充を図ること。

1) これまでに公立保育所から民間、公益法人になった園数を明らかにすること。

【回答】

2) 今年度、44市町村で公立幼稚園の民営化、認定こども園化（新設・移行）を行う市町村があれば明らかにすること。また、これまでに公立保育所から、またこれまでに公立保育所から認定こども園に移行した園数を明らかにすること。

【回答】

3) 市町村が公立保育所を維持・拡充し続けられるよう、公立保育所運営費を民間保育所に対する委託費の支給と同様とし、施設型給付に組み入れよう国に要請すること。

【回答】

(4) 施設等の最低基準を改善するよう以下を国に要請すること。

1) 国を上回る保育士の配置や面積基準など、市区町村が保育の質の確保ために独自に定めている基準を尊重すること。また、保育の質の確保に関する基準の見直しなどについては、都道府県が設置する対策協議会の議論に委ねないこと。

【回答】

2) 職員配置基準、面積基準、園庭の必置など「新制度」施行以前の基準を上回る最低基準に改め、そのすべてを「従うべき基準」とすること。

【回答】

3) 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。

【回答】

4) 株主配当など営利を目的とする株式会社等の多様な事業主体の保育への参入を認めないこと。

【回答】

(5) 施設利用や保育時間を改善するよう以下を国に要請すること。

1) 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11 時間に一本化すること。

【回答】

2) 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。

【回答】

(5) 保育料の無償化について

市町村は4月、無償化にあたり「子育て支援プラン」を策定しました。いま公立保育所(認可)を減らし民営化への移行がすすんでいます。「仕事始めたいが、職場復帰予定だが、預け先が決まらない」「ただ数を増やせばいいというだけでなく、子どもたちの発達を保障できる保育所をつくってほしい」など、安心してあずけられる認可保育所での保育を求めています。待機児童を減らすのに国の基準が満たされていない認可外保育施設(企業主導型保育)も認可し、国の補助金つきで「お墨付きとなる」など不安の声があがっています。

1) 無償化にともなう「3才児保育」の増がみこまれますが、4月待機児童を明らかにすること。

【回答】

2) 策定された子育て支援プランの特徴、または傾向を明らかにすること。

【回答】

3) 子育て支援会議、審議委員、議事内容を公開している自治体数を把握していますか。自治体名を明らかにすること。

【回答】

4) 認可外施設も無償化の対象とされていますが、認可施設と同等の保育を保障できるよう必要な措置を講じること。

【回答】

5) 現行の減免措置を後退させることなく、拡充を図ること。

【回答】

6) 無償化の対象外をつくらず、どの子も無償化にするよう県で予算をつけること。

【回答】

14. 子どもの現状を踏まえ、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を

(1) 少人数学級の拡大

茨城県は、茨城方式の35人学級を2018年4月から中学校3年生まで拡充しました。子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実のためには、小中学校の統廃合や小中一貫校増設ではなく、小中学校・高校の35人以下学級の実現を求められています。

1) 国の責任で35人学級を小中学校、高校で実現するよう県教育委員会として文部科学省に要請すること。

【回答】

2) 生徒の社会性は「入学時学級減」や「進級時学級減」ではなく、一人ひとりの生徒の現状を踏まえた教育活動の中でしか育むことはできません。定員割れした高校の「入学時学級減」や「進級時学級減」をやめて、県の責任で定員割れした県立高校の35人学級を先行的に実現すること。

【回答】

(2) 全国学力テストについて

全国学力テストの平均正答率を上げるための事前の過去問の演習や宿題提出などによって、小中学校の教育は歪められています。全国学力テストの結果が公表されると県と全国平均との差を問題にして、一喜一憂する実態が広がっています。

しかし、平均正答率の結果で茨城県の子どもの学力が上がった下がったという報道には、何ら教育的根拠はなく、報道に踊らされることで学校現場が混乱しています。また、教職員の長時間労働の原因にもなっています。

茨城県教育委員会が現状の問題点を把握して、文部科学省に廃止に向けた要請を実施すること求めます。

1) 全国学力テストの平均正答率を上げるため過去問の演習や宿題提出を求めることについて、県教育委員会がどのように考えているかを明らかにすること。

【回答】

2) 県教育委員会が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの開示をしないと、市町村教育委員会が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの公開をしないよう指導助言すること。

【回答】

3) 全国全ての小中学校に実施を求める全国学力テストの実施をやめるよう文科省に申し入れること。

【回答】

(3) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教育条件の拡充を

1) 国に対して「高校授業料徴収の所得制限」を撤回し、高校授業料の完全無償化を国に求めること。

【回答】

2) 昨年度の共同運動との懇談・交渉を受けて、県独自の奨学金助成制度が発足しました。国の給付型奨学金制度の不備を補完するものになっています。しかし、取り組みは評価できるものの、ごく一部の高校生を対象にしたものです。引き続き大学等進学希望の高校生の現状を調査して、茨城県独自に高校進学者、大学等進学者に対する給付制奨学金制度を創設すること。

【回答】

3) 国に対して給付型奨学金制度の大幅な見直しを要請すること。

【回答】

4) 県内では公的交通機関が完全に撤退している地域が出てきています。県立高校では、保護者負担のスクールバスを走らせて対処しています。スクールバスの運営は形式上保護者となっていますが、具体的には各学校が計画運営しています。現状を踏まえて、県教育委員会としての具体的支援を始めること。

【回答】

5) 受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しをおこない、教育費の父母負担を軽減するため、茨城県の教育予算を増額すること。

【回答】

(4) 茨城県教育委員会は、今年2月に県内10校の中高一貫校の新設を発表しました。計画が学

校現場や小中学校の教職員の検討なしに決定されたことに一番の問題がありますが、新年度予算も教室整備や給食用のエレベータの設置に関わる予算が決まっただけで、中高一貫校の教育内容や人員増の予算が計上されていません。

また、2019年度から県立高校5校（水戸一、土浦一、日立一、並木中等教育学校、古河中等教育学校）に医学コースのクラスが編成され、各学校1学級(40人程度)、計200人程度の予定とされています。

1) 中高一貫校の教育内容に関する予算についてどのように考えているかを明らかにすること。

【回答】

2) 中高一貫校の教職員の人員増を具体化すること。

【回答】

3) 中高一貫校の長時間労働の改善を具体化すること。

【回答】

4) 医学部コースの生徒が、将来茨城県での医者として定着率を高めるため、県内の医療機関と連携した体験実習等、県内の医療機関に親しむ積極的な取り組みを行うこと。

【回答】

(5) 特別支援学校の教室不足、学校規模のマンモス化を解消し、障害児教育の充実を

1) 特別支援学校には「設置基準」がないため、生徒増にあわせた学校新設が進まず、2018年度の教室不足は全県で100教室になっています。茨城教育委員会として文科省に特別支援学校の「設置基準」の策定を要請すること。

【回答】

2) 「設置基準」がない現状にあっても、茨城県教育委員会として特別支援学校の1校あたりの生徒数を150名以下、教職員数を75名以下にすること。

【回答】

3) 八郷に新校ができて、つくば特別支援学校の生徒数は300人を下回らないことを昨年の懇談交渉では明らかにされました。つくば特別支援学校は5年前から子どもは5人しか増えていないからよいのではなく、300人を超える生徒数が問題なのです。つくば特別支援学校の過大・過密を解消するため、つくば市からの要望も踏まえ、つくば市内に特別支援学校を早期に新設すること。

【回答】

(6) 特別支援学校高等部等を卒業した生徒を対象に専攻科設置を

近年、文部科学省においても障がい者の生涯学習が重視され、平成29年度には省内に「障害者学習支援推進室」を設置し、文科省として障がい者の一生涯に渡る学びの支援をスタートさせています。今年3月には、文科省の(*) 有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」が公表（平成31年3月29日）されています。

それに基づけば、知的障がい者にも、「特別支援学校等の学校を卒業した後、一般企業での就労や障害福祉サービスの利用のほか、一定の場において学習を継続する選択肢が欲しいとの希望が障がい者本人や支援者にあることが確認され」ています。

そこで高等部卒業後の学びの場を提供するために、「国においては、学校から社会への移行期の学びに関する支援方策を立案する必要がある」としています。具体的には、「障害福祉サービスと連携した学びの場づくり」と、「大学における知的障害者等の学びの場づくり」の推進をあげています。

これらの取り組みは、国際的には「障害者権利条約」、国内的には「障害者差別解消法」に沿う施策です。今回、福祉型専攻科は障害福祉サービスと連携した学びの場として評価・位置付けられています。

すが、私たちは、専攻科も高等部卒業後の学びの場の一つであると認識しています。そこで、下記の点について、要求致します。

※1 学校卒業後における障がい者の学びの推進に関する有識者会議、平成30年2月設置

1) 茨城県に置かれましては、障がい者の生涯学習活動を担当する専門の部署を設置すること。その上で、特別支援教育や障がい者福祉等の専門的知見を有するコーディネーターを配置すること。

【回答】

2) 特別支援教育の推進にあたっては、生涯学習（就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合える活動の機会が提供）を意識した教育内容づくりに努めること。

【回答】

3) 知的障害を主とする特別支援学校高等部の専攻科について、調査研究を進めること。

【回答】

(7) 貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たちや外国人労働者の子どもたちの増加を踏まえ、若者に学びの場を

出入国管理法が改定されて、2019年4月から多くの外国人労働者が日本で働き始めます。当然のことながら、子どもや青年も多数移住して来ることが予想されます。言葉の問題や宗教・生活習慣の違いで、困難を抱えざるを得ません。常総市では2020年度から市立の夜間中学校を創設することになっています。

貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たちや外国人労働者の子どもたちの増加を踏まえ、県としても子どもたち若者に学びの場を作ることが求められています。

1) 県でも公立の夜間中学校を創設すること。

【回答】

2) 昨年度の県の回答では、不登校などの生徒を対象にした高校進学のための無料塾が県内32市町村で取り組まれているということでした。実施市町村を増やす取り組みを強化すること。

【回答】

3) 県内の無料塾に関する昨年度の回答では、無料塾を実施する場合NPO法人などに委託しているということでした。委託料の金額を明らかにすること。

【回答】

15. 私学支援充実に、いっそうの努力を

經常費補助の予算の確保は私学振興をはかるうえでの土台となる重要なものです。その目的は教育環境の整備、保護者の学費負担軽減、教職員の適正な確保、学校運営の安定にあります。ところが、2019年度から、經常費についてこれまでの基準の8割に削減し、2割について配分基準を変更するという県の方針が明らかになりました。その中身は医学部や有名大学への進学実績などを査定するもので、学校の健全な運営に資するという目的から外れたものになっています。これでは大規模私学や一部の進学校に優位になり、中小規模の私学では經常費がカットされる恐れがあります。こうした措置は私学の建学の精神を無視したもので、その存在意義をゆがめ、健全な学校運営に不安と不公平感をもたらすものです。すぐに査定をやめ、従来の基準に戻すことを要求します。

保護者負担の面では、この2年間で高等学校入学金補助制度の創設、学費軽減制度が年収400万円未満世帯で増額されました。歓迎すべきものであると同時に、保護者の負担軽減に一層尽力していただくことを期待しています。さらに、2020年の政府の政策パッケージの実施により、直接補助がさらに手厚くなることを見込まれます。政策がそのまま生徒保護者に反映されるよう、県単独の助成制度を維持拡大することを要求します。

その他私学では、教職員の待遇や労働条件、退職手当助成金問題、幼稚園での生徒数や教職

員の確保問題等、喫緊の課題が山積しています。

- (1) 適切な教育環境すなわち適正な教員数を確保するために、経常費の補助の更なる拡充をすること。経常費については進学実績等による査定をやめること。

【回答】

- (2) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料軽減制度を大幅に拡充すること。特に私立高校では年収 350 万円未満世帯について授業料を実質無償にするために 34 万円を、年収 500 万円未満世帯に対しては 32 万円まで軽減額を拡充すること。

【回答】

- (3) 私立小中学校の学費を実質無償とする方向で予算の拡充をすること。緊急の措置として年収 500 万円未満世帯に対し、学費の 1/2 を補助すること。

【回答】

- (4) 授業料軽減制度の学校負担 10 %をなくし、すべて県の予算から支出するよう制度改正すること。

【回答】

- (5) 授業料と施設費割合については授業料が教員人件費、教育研究費に見合う割合になるよう各校に改善を求めること。その際に授業料値上げが不利益にならないように配慮すること。

【回答】

- (6) 私立高校で専任教員一人当たり生徒数が 20 人以下になるようにすること。生徒数が募集定員を大幅に超過している学校に対しては改善が図られるようにすること。

【回答】

- (7) 幼稚園では園児数に応じた教員数の基準を見直すこと。特に年少園児の数に応じて教員数を加配するなど教員数の確保を促すこと。

【回答】

16. 常総市水害被害者に寄り添った復旧・復興の支援強化を

2015 年 9 月 10 日に発生した未曾有の常総市大水害からもうすぐ 4 年となります。3 月 10 日を前後して東日本大震災に関する各種報道がなされました。そこで報道されたことは 8 年を経過しても復興は道半ばだということです。常総市はまだ 4 年です。終わった事にはなりません。また常総水害の教訓を真に生かすことも道半ばです。

昨年は災害が相次ぎました。災害列島の日本、そして茨城県です。常総市大水害から教訓を最大限汲み取り、生かすことが求められています。

- (1) 被害の実態について、県が把握したデータを整理して明らかにして下さい。

- 1) 茨城県のホームページに「関東東北豪雨による被害状況」が掲載されています。

岩手県ホームページと比較すると農林業だけの記載であり、他の産業（商業、企業）などが掲載されていません。さらに住宅被害額もありません。被害総額も算定されていません。岩手県並みの項目で被害額基礎データを提示すること。被害総額も明らかにすること。

【回答】

- 2) 農業と土地改良施設については被害状況が掲載されています。水稻を例にすると常総市、境町（21 市町）となっています。各項について常総市分データを提示すること。

【回答】

3) 1) で述べた商業、企業、住宅被害などについて、常総市分データを提示すること。

【回答】

(2) 8年目の東日本大震災についてNHKは「在宅避難者」問題を取り上げています。「自助努力では限界で家の補修もままならないまま8年に」というものです。

1) 常総市でも同じような状況で放置されている方がいます。県は常総市と協力して、実態を把握する方針の有無を明らかにすること。ないのであれば早急に方針を持つこと。

【回答】

2) 「自助努力では限界」なのです。県としての援助策を具体化すること。

【回答】

3) 避難所に行かない在宅避難者は情報の面でも、物資の支援の面でも取り残された状態となってしまう。常総水害の時もそうでした。県としてはこの「在宅避難者」問題について、どのように教訓化し、対策を立てているかを明らかにすること。

【回答】

(3) 災害援護資金について

1) 東日本大震災と常総市水害では、償還期間延長、保証人、利子などで違いがあります。被災した個人にとっては共通する問題であり、災害の規模とは関係なく必要な制度です。常総水害被害者に対する災害援護資金制度を東日本大震災並に改善すること。

【回答】

2) 今後茨城県で起こりうる災害に備えて、災害援護資金制度を東日本大震災並に改善すること。

【回答】

(4) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(被災ローンの減免制度)について

1) 県は常総水害でこの制度を利用している人数・実態を把握していますか？把握していたらその人数と進捗状況を明らかにすること。

【回答】

2) もうすぐ4年となるのに、この制度でまだ解決していない方もいます。弁護士も金融機関も理解が遅れていることが要因のようです。県としてこの制度活用のために広報や具体的改善をはかること。

【回答】

(5) 災害救助法と水問題

常総水害では井戸水が汚染され、水道を引くための経費が全て自己負担で高額となるケースがありました。飲料水及び炊飯時の水確保は「災害救助法」次元の問題です。昨年度回答で、県は「使用料金減免制度を創設」としましたが、これは「基本料金の減免」であり、水道設置についてはありません。水道を設置するための支援制度をつくること。

【回答】

(6) 堤防裏法面の強化について

国・県・市は「マイタイムライン」で逃げ遅れを防ぐというが、堤防が決壊しなければそれだけ時間もでき安全に避難でき、大量の水が一気に押し寄せることを防ぐことができます。

1) 県は上三坂の決壊がどのようなメカニズムで起こったか把握しているかどうかを明らかにすること。

【回答】

2) 堤防裏法面を補強し、決壊を防ぐ工法を国が取り入れていた時期があったことを認識しているかどうかを明らかにすること。

【回答】

3) 越水しても堤防が決壊しないために、アーマーレビー工法（裏法面強化策）を鬼怒川堤防及び茨城県の全堤防に取り入れ、改善をはかること。

【回答】

(7) 各家庭の防災受信機

1) 県内各市町村の家庭防災受信機の設置状況を明らかにすること。

【回答】

2) 各家庭に防災受信機が安価で設置できるようにするため、県の施策を明らかにすること。

【回答】

3) 災害列島日本においては、国・県あげて戸別受信機設置が特にスマホがない家庭には必須です。安価な戸別受信機が設置できるよう、国に働きかけるとともに、県としても実現のためにとりくむこと。

【回答】

(8) 災害関連死と病気について

1) 県は昨年の回答で、災害関連死の認定基準について「常総市は作成に1年半もかかっていることは適切ではない。また公表も当然のこと」と回答しました。そのことを常総市に指導したかどうかを明らかにすること。

【回答】

2) 上記理由により、常総市では「災害関連死と病気」であるにもかかわらず、申請しない方が多数います。今からでも常総市に広報活動をするよう指導するかどうかを明らかにすること。

【回答】

(9) ペット同行避難について、昨年度は担当者が来ず、そのままとなっています。今年は担当者から回答してください。

1) 同行避難についてどのような方針を茨城県は持っているかを明らかにすること。

【回答】

2) 見なし仮設住宅への対応はどうなっているかを明らかにすること。

【回答】

17. 水道法改正にともなう県及び市町村など事業者の対応と方針について

2018年12月、水道法が改正されました。昨年のお話あいの場では、「水道法改正の動向を注視しながら、水道事業の基盤強化のために必要な対応を検討してまいりたいと考えております。（保健福祉部：生活衛生課）」との回答をいただきました。以来半年を経過しましたが、同法改正のポイントである広域化連携、そして運営権譲渡による民営化は、どこまで進展しておりますのかお尋ねします。なお、申すまでもありませんが、県企業局をはじめ市町村などの水道事業者は自治体から独立した事業体であり、その維持の主体は水道料金を払う私たち住民であることを踏まえてお尋ねします。

(1) これまでの水道法によれば、水道事業は「水道事業の計画的整備」に基づいて行われてきたものと存じます。ひるがえって改正水道法は「水道事業経営の基盤強化」が謳われています。計画的に整備されてきた水道事業経営のどこに基盤の劣化が起きたのか。その原因を明らかにすること。

【回答】

(2) 広域化連携とは、事業者間の連携と解しますが、その先に事業者の集約・合併を睨んでいるのか明らか

にすること。

【回答】

(3) また、東京都水道局のように企業局のもとに市町村など事業者を集約し、ひとつの事業体を目指すものを明らかにすること。

【回答】

(4) 民営化につきましては、国はPFI法を改正し、運営権の譲渡収益をもって地方債の繰上償還、未払い利息の棚上げなど民営化を促しているものと思います。県は市町村など事業者に対して、その意向を調査しているものと存じますが、いかなる回答があったか明らかにすること。

【回答】

(5) 民間事業者にとって、市町村などの事業は規模的にも小さく魅力的でないと想像できます。有り得るとすれば、(3)でお尋ねした東京都水道局のような形だと思います。県の考えを明らかにすること。

【回答】

(6) いかなる形での民営化であっても、責任引取水＝契約維持水量の実施は免れないと思いますが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

(7) 広域化連携であれ民営化であれ、水道事業の在り方を変更する場合は、市民側(専門家を含む)と協議すること。

【回答】

18. 霞ヶ浦導水事業の凍結・中止を

(1) 水質予測について

当該事業によって霞ヶ浦の水質浄化が困難であることについては、これまでの協議でご理解いただいていると思いますが「水位」の議論が尽くされておりません。水位の水質への影響の大きさについては、水位がYP65cmにまで低下した昭和48年のアオコ大発生の前例が示す通りで、詳細な検討が必要と考えられるので以下について明らかにすること。

1) 当該事業実施にともなう霞ヶ浦からの取水・給水計画

【回答】

2) 事業実施にともなう霞ヶ浦の水位変動予測

【回答】

3) 水位変動の霞ヶ浦水質への影響

【回答】

(2) 漁業への影響について

ヤマトシジミが那珂川下流の地形や流量の影響を受けることについては東北地方太平洋沖地震等の影響で改めて明らかになったところです。したがって当該事業のシジミ漁業への影響も大きいと考えられます。このことを踏まえ以下について回答願います。

1) 那珂川からの取水のヤマトシジミへの影響について県の考えを明らかにすること。

【回答】

2) 控訴審和解にともなう国・漁業者の協議の場における県の役割につ

霞ヶ浦導水事業による漁業被害について国による補償は皆無であり、被害対策等は和解にともなう

国・漁業者との意見交換の場に委ねられています。茨城県は県の財産である那珂川・涸沼の水産資源の保全対策を講じる義務を負うと考えられます。このことについてとどのように対応されるのか回答すること。

【回答】

3) 霞ヶ浦および利根川

霞ヶ浦および利根川については、すでに漁業補償が成立していると聞いています。その内容について明らかにすること。

【回答】

(3) 生態系サービスの経済評価について

1) 霞ヶ浦・涸沼の生態系サービスとその経済評価について

第17回世界湖沼会議「霞ヶ浦セッション」では、茨城県霞ヶ浦環境科学センター江幡一弘副センター長によって「霞ヶ浦の生態系サービスとその経済評価」と題する事例発表が行われ大きな成果と評価します。霞ヶ浦導水事業は、当然のことながら霞ヶ浦の生態系に影響を与えるので、その経済価値を評価を実施願います。涸沼については経済価値が評価されていないので、霞ヶ浦同様の評価を実施すること。

【回答】

2) ニホンウナギ資源への霞ヶ浦導水事業の影響

利根川からの取水や霞ヶ浦の管理は、シラスウナギの利根川への稚魚の遡上や親魚の産卵回遊、産卵に影響を与え全国の資源に重大な影響を与えるものと考えられます。この深刻な事態に対してどのように対処されるのか明らかにすること。

【回答】

(4) 霞ヶ浦導水事業の一時中止

当該事業の霞ヶ浦水質浄化効果および霞ヶ浦、涸沼の生態系サービスへの影響が明らかにされないまま事業が進められています。上記の課題が解決されるまでの間、当該事業を一時中止するよう国土交通省に申し入れること。

【回答】

19. ジェンダー平等のいっそうの前進を

2018年には、財務省のセクハラ事件や医大での女性差別入試など、日本におけるジェンダー差別の実情があらためて明らかにされました。一方、「働き方改革一括関連法」においては、長時間労働の是正、同一価値労働・同一賃金の実現が期待されていたものの、改正内容は不十分なものととどまりました。一層の改善が求められています。

2016年の国連女性差別撤廃委員会による総括所見では、①同一価値労働同一賃金原則実施、②家族的責任により女性がパートタイム労働に偏ることがないように対して、両親休暇の導入や十分な保育施設の提供、③セクハラ禁止と制裁の法制化、④マタハラも含めて雇用差別があった場合の女性の司法へのアクセス、⑤労働監督の強化、⑥ILO第111号条約（差別禁止）やILO第189号条約（家事労働）の批准の検討などを日本政府に「強く要請」しています。

また、ILOは暴力とハラスメントを根絶する決意を込めて、今年6月の総会では、「労働の世界における暴力・ハラスメントの除去に関する条約」の採択を総会で予定しています。

国際的な到達点を踏まえ、男女ともに仕事と生活を両立させ人間らしく働ける条件の整備をめざして、下記の事項について施策の推進を要請いたします。

(1) 2016年3月7日に国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に勧告した事項の速やかな実施を、昨年の共同運動の要求では求めました。県の回答では「国の基本計画等に基づき第3期茨城県男女共同参画基本計画を定め、全庁的な取組を推進しており、勧告事項に対する国の動向も勘案の上進捗管理を行ってまいります」とありました。2018年度の県の取り組みを示すこと。

【回答】

(2) 昨年の回答で、県の女性管理職比率をより高い目標にすることについて「計画策定中で、変更すべき特段の事情もないため、当該数値目標を変更する考えはない」とのことでした。平成28年3月付で、平成32年までの女性管理職「課長級以上13%」「課長補佐級20%」「課長級30%以上を維持」の目標が立てられました。目標値の根拠と、達成のために行う施策を示すこと。

【回答】

(3) 女性の活躍推進法に反する企業や地方自治体がないよう、周知や改善指導を強化するよう、昨年の要求で求めました。県からは「努力義務となっている300名以下の企業に対しても、国と連携階が、事業所行動計画を策定するよう企業訪問等を通じで働きかけております」との回答でしたので、2018年度に実際行った企業訪問等の指導件数と内容を示すこと。

【回答】

(4) 男女雇用機会均等法・育児介護休業法を徹底し、セクシャルハラスメント・マタニティーハラスメントなどを根絶するとりくみを推進すること。事業所に対して、母性保護・妊娠出産などの権利徹底について指導強化すること。自治体と協力し、母子健康管理手帳配布時に、母性保護、妊娠・出産時の諸権利などを知らせる手だてを尽くすこと。

「女性が輝く優良企業認定・表彰」を3段階に分けて行っているとのことですが、具体的に評価された点を示すこと。

【回答】

(5) 高校生・大学生などを対象に、女性労働者の権利を学ぶ機会を設けること、また、パンフレットなどを作成・配布し、周知徹底をはかること。

昨年回答で「働く女性のためのキャリア相談窓口」(女性プラザ男女共同参画支援室：水戸市三の丸)を設置しているとの回答でした。年齢層別相談件数と、相談内容や項目(個人情報に関わらない範囲で、例えば、結婚・妊娠・子育て・介護・職場のジェンダー平等など)を示すこと。また、この取り組みを周知すること。

【回答】

(6) 男女共同参画基本計画(第3次)の基本目標Ⅱ・重点課題2・施策の方向4「商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」において、①意識啓発の促進、②家族従業者の実態の把握、③商工業の分野に参画する女性の人材育成等、の3つの施策を行うことが明記されています。現時点で具体化されている施策とその成果を明らかにすること。

【回答】

(7) 6月に国際労働機関(ILO)で、包括的な果たす面と条約が採択されようとしています。日本では女性活躍推進法案が審議されていますが、企業に防止措置を義務づけました。しかし、ハラスメント行為を禁止する規定は見送り、被害者救済機関の設置も先送りするなど不十分な内容と指摘されています。

1) 実行ある法整備を国に求めること。

【回答】

2) 県民に内容を周知すること。

【回答】

3) 県職員を対象に、ハラスメント対策や防止法の研修の場を設けること。

【回答】

4) 県、市町村議会のなかでも、研修するよう働きかけること。

【回答】

20. 子どものいのち、虐待を防ぐために、児童相談所と一時保護所の拡充を

今、貧困と格差社会の中で、児童虐待が急増しています。今年1月に起きた千葉県野田市の小4女

児の親による虐待死事件は、児童相談所の体制の脆弱さが生んだ事件と報道される中、千葉県では今後2年間で100人の児童相談所職員を増員と発表されています。2年前、乳児院から家庭に戻された3才児がわずか5日間で虐待死となった本県でも、関係機関の連携や児童相談所の体制強化が急務となっています。

(1) 国の運営指針には人口50万人に1か所の児童相談所をとありますが、土浦児童相談所は人口100万人の管轄内に1か所のみです。しかし、相談件数も増加しています。相談所の増設と既存施設の児童福祉司をはじめとする専門職の増員を図り体制を強化すること。

【回答】

(2) 全国では90万人に1か所つくられている一時保護所が、茨城では水戸中央児童相談所1か所のみとなっています。相談所に一時保護所を増設すること。

【回答】

(3) 国は今後3万人に1人の児童福祉司を目指し、福祉司は2人に1人は児童心理司という規定です。人口から、茨城県は100人(内、心理司50人)となります。県は来年度中に、現在69人の福祉司を83人に、心理司を31人から38人にすることですが、急増する虐待相談に対応するため、5年契約雇用の心理司の正規雇用化も含め、体制の強化を早急にすること。

【回答】

21. 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を

後日、別途要求を提出します。

22. 大型公共事業偏重予算から県民の暮らし、福祉、教育予算の拡充に

本年度の県予算は、1兆1,357億円13百万円と2015年度予算額に次ぐ過去2番目の予算規模になっています。昨年の県政世論調査の結果では、第1位が医療体制の充実(医療人材の確保、救急医療やがん対策の推進等)、第2位が高齢者の保健・医療・福祉サービスの充実、第3位が雇用創出(成長分野等の企業誘致、産業を支える人材の育成・確保等)、第4位が子育て環境の充実(保育サービス、小児・周産期医療体制の充実など)でした。精神障がい者手帳1級者に医療費助成の拡充や第3子以降3歳未満の保育料無償化所得制限の廃止、通学路等の安全対策の拡充などの点で茨城共同運動として評価できます。反面、県内への本社機能移転企業への補助や豪華ホテル・旅館誘致補助、売り残った土地の破たん処理、茨城空港対策、霞ヶ浦導水事業負担金、八ッ場ダム負担金、常陸那珂港開発事業など、県政世論調査の要望に応える予算には程遠いものと言わざるを得ません。

(1) 昨年度の要求(住民福祉を最優先する財政運営に)に対する回答で、「新しい安心安全」チャレンジや「新しい人材育成」へのチャレンジに関する具体的な取組が示されていましたが、それらの具体的成果を示すこと。

【回答】

(2) 少子化による市町村の小中学校の統廃合に対し、県の財政支援を行うこと。

【回答】

(3) 市町村が実施する公共施設マネジメント(老朽化対策)に対し、県が財政支援を行うこと。

【回答】